

○観光庁告示第三号

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第十二条第三項の規定に基づき観光庁長官が定めるものを次のように定め、平成三十年一月四日から適用する。

平成三十年一月四日

観光庁長官 田村 明比古

旅行業法施行規則第十二条第三項の規定に基づき観光庁長官が定めるもの
旅行業法施行規則（以下「規則」という。）第十二条第三項の規定に基づき観光庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 規則第十二条第一項第二号の旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識のうち、航空運送に係る運送約款に関する知識
- 二 規則第十二条第一項第三号イの本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識のうち、航空運送に係る利用料金に関する知識
- 三 規則第十二条第一項第三号ロのその他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力のうち、本邦内の地理等に関する知識